

大分市幼児教育の振興並びに市立幼稚園及び保育所の
在り方検討委員会の会議の傍聴に関する要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市審議会等の会議に関する規程（平成22年大分市告示第179号。以下「規程」という。）第6条第6項の規定により、大分市幼児教育の振興並びに市立幼稚園及び保育所の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

第2条 規程第6条第2項の規定により、会議の傍聴者（同条第1項の規定による検討委員会の傍聴の承認（以下「傍聴の承認」という。）を受けた当該傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）をいう。以下同じ。）の定員は、10人とし、当該会議の会場（以下「会場」という。）に当該定員に係る傍聴席を設けるものとする。ただし、検討委員会は、会場の都合等により必要があると認めるときは、適宜当該定員を増減することができる。

(傍聴手続)

第3条 会議の傍聴の受付は、会場において、会議の開催時刻の30分前から15分前まで行うこととし、傍聴希望者は、当該受付において、傍聴希望者受付票（規程第6条第4項に規定するものをいう。以下同じ。）に氏名、住所等を記入するものとする。

2 前項の場合において、検討委員会は、規程第6条第3項の規定により会議を傍聴する方へ（別紙）を配布するとともに、当該書面に記載した注意事項等を遵守する旨の同意を求めるものとする。

3 検討委員会は、規程第6条第4項の規定により、傍聴の承認をするに当たっては、傍聴希望者受付票を記入した傍聴希望者の順にこれを行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、検討委員会は、傍聴希望者の数が、規程第6条第2項の規定によりあらかじめ定められた傍聴者の定員を超えるときは、同条第4項ただし書の規定に基づき、傍聴希望者受付票を記入したすべての傍聴希望者の抽選により傍聴者を決定し、傍聴の承認をするものとする。

5 検討委員会は、前2項の規定により、傍聴の承認をしたときは、傍聴者に傍聴承認書（規程第6条第5項に規定するものをいう。以下同じ。）を交付するものとする。この場合において、傍聴者は、会場に入場する際に当該傍聴承認書を事務局員に提示しなければならない。

(傍聴を承認しない者)

第4条 検討委員会は、傍聴希望者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、傍聴の承認をしないものとする。

- (1) 凶器その他他人に危害を与えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 旗、のぼり、プラカードその他示威行為のために利用すると認められるものを携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は当該会議の審議等を阻害する行為をするおそれがあると認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談話し、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、検討委員会の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 会議中において、非公開に係る事項を審議等をしようとするとき、又は想定に反し非公開とすべき事項を審議等をする必要が生じた場合において当該非公開の決定がなされたときは、直ちに会場から退場すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の審議等を阻害すると検討委員会が認める行為をしないこと。

(遵守事項を守らない場合の措置)

第6条 検討委員会は、傍聴者が会議を傍聴するに当たり前条の規定による遵守事項を守らないときは、これを注意し、当該傍聴者がなおこれに従わないときは、当該傍聴者を会場から退場させることができる。

(会議資料の提供)

第7条 検討委員会は、傍聴者に会議資料（大分市情報公開条例（平成16年大分市条例第3号）第7条各号に掲げる情報を除く。）を配布することにより、傍聴者が会議の内容を理解することが容易となるよう努めるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、検討委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 年 月 日から実施する。

(この要領の失効)

2 この要領は、大分市幼児教育の振興並びに市立幼稚園及び保育所の在り方検討委員会設置要綱（平成29年9月21日施行）第4条に規定する日限り、その効力を失う。

(別紙)

大分市幼児教育の振興並びに市立幼稚園及び保育所の
在り方検討委員会の会議の傍聴に関する注意事項

1 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談話し、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会議の会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会議の会場において、撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、検討委員会の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 会議中において、非公開に係る事項を審議等をしようとするとき、又は想定に反し非公開とすべき事項を審議等をする必要が生じた場合において当該非公開の決定がなされたときは、直ちに会議の会場から退場すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の審議等を阻害する行為をしないこと。

2 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、事務局員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴するに当たり上記の規定による遵守事項を守らないときは、検討委員会は、これを注意し、なおこれに従わないときは、会場から退場していただく場合があります。